

海水浴場の汚水処理に取り組む地方自治体に見る 縦割り行政の総合化に関する研究

A Study on the Integration of Administrative Functions of Municipalities in Dealing with Sewage from Bathing Beaches

塩入 同*
Tomo SHIOIRI

要旨: 地方創生が国の重要政策となり、今日では、沿岸域総合管理の手法を活用した地方創生施策を掲げる自治体を見ることができる。しかし、沿岸部は地域において十分に持続可能な活用と保全が図られているとは言いがたい。それは、個々の省庁がそれぞれの所管する法律の目的を達成する中で、縦割り管理に陥りやすいためである。そこで本研究では、制度的に複雑な沿岸部の土地に焦点をあて、制度間の壁を越えた活動がいかに行われているのかという視点で、海水浴場の汚水処理に取り組むために全国の市町村が縦割り行政の総合化をいかに行っているのかという点に着目し事例分析を行った。その結果、自治体総合計画等を通じた個別施策の総合化の取り組みや、海岸占用の判断材料となる地域住民意見が重要であり、その上で自治体の総合的な政策法務能力の発揮が不可欠であることが明らかになった。

キーワード: 海水浴場, 下水, 沿岸域総合管理, GIS

1. はじめに

1.1 研究背景と目的

わが国は38万 km²の国土と約43万 km²の領海を擁し、643の多様な地域特性を持つ沿岸市区町村に跨がって、延長35,000 kmの海岸線が存在する。そのうち沿岸部に着目すると、陸と海の境目である海岸の土地（以下、「海浜」という。）があり、その外側には国の所有する空間である海（領海）が存在している。また、海浜および海は、法律的には共通して自然公物と呼ばれ、港湾・漁港や海岸保全等の特別の法律等により制限されな

い限り、自由使用が確保されている。

これまで海浜では、戦後の食料増産に対応させた農地政策に続き、高度経済成長を背景とした臨海工業地帯の整備が国策として強力に推進されてきた中で、干拓・埋立て、背後地利用の高度化に伴う護岸堤防の整備等が急速に進められ、全国各地で自然海浜の人工化が進行した。また今日では、持続可能な社会の実現や、地方創生が国の喫緊の政策課題となり、陸域と海域からなる沿岸域を総合的に管理して海を活かした持続可能なまちづくりを実現するための政策が、一部の自治体で総合

* 正会員 笹川平和財団海洋政策研究所

計画や地方創生計画^{2) 3)}に掲げられるなど、海や海浜に関する地元自治体・地域住民の認識や行動は徐々に変化してきている。しかし、海浜は地域資源として地元自治体等の主体的な取組みの下で、総合的な視点を持って十分な保全と活用が図られているとは言いがたい状況が依然としてある。

既往の研究を見ると、沿岸域総合管理に関連して公物管理の横断連携に言及したものとして、海岸侵食対策と土砂管理を取り上げ、技術的・制度的分析を通じて、そこに法目的や所管省庁が異なる縦割り管理の下で生じる海岸の防災・環境・利用上の問題が存在することを明らかにした報告^{4) 5)}がある。その中では、海岸侵食に対処する上では、公共事業の総合調整と住民の合意形成が不可欠であると指摘されている。

また、海浜と背後の海岸林の管理を取り上げ、2000年の地方分権化に伴って地方自治体の権限と自由度が拡大したことで、自治体が主体となった砂浜海岸と海岸保安林の一体的な管理が制度面で可能になっていることを制度分析と事例分析から明らかにした報告⁶⁾がある。その中では、一体的な管理に取り組む上で、自治体総合計画に沿岸域総合管理の取組みを位置づけることと、住民の合意形成とが不可欠であり、政策法務*の取組みの重要性が指摘されている。

しかし、既往研究の事例は、主に海岸や海岸保安林を所有・管理する公的主体（国・都道府県）同士が連携を構築した取組みを扱ったものであり、地先の海の持続可能な活用と保全を望む直接の当事者である市町村や地域の関与については、十分に示されていない。

そこで本研究では、既に1992年のリオ・サミ

ット以降、国際社会での標準的な考え方^{7) 8)}となっている沿岸域総合管理が、わが国でも広く普及していくことを目標に掲げ、今日の社会的関心事項である環境という切り口から、海水浴場（海の家）における飲食雑排水・シャワー排水等の汚水処理（下水道接続）が、非常に複雑な制度の間にある壁を越えていかに実施され得るのかという視点で、全国における地域の事例を把握・分析する。そして、海浜を取り巻く個別法令間の調整メカニズムの一形態を見出すことを目的とする。

1.2 用語の説明

(1) 海浜と国有財産法の概要

海浜の範囲についてはいくつかの定義があるが、本研究では実務に即して主に春秋分時の満潮位と、陸側の有番地の土地の海側の境界線との間の砂状なり磯状を呈している、国有と解される無番地の土地を念頭において議論を進める。従来、海浜のうち海岸保全区域（海岸法第3条）以外の土地は、1999年の海岸法改正以前は「法定外公共物**」として国有財産法に基づき財務省による財産管理が行われてきたが、現在は改正海岸法に規定された一般公共海岸（海岸法第2条）に位置付けられ、地方自治体（知事、市町村長）の自治事務として機能管理（公物管理）が行われている。また、海岸保全区域については、国からの法定受託事務として地方自治体（知事、市町村長）による機能管理（公物管理）が行われている。その一方で、海は依然として国の所有する空間として法定外公共物の形で存在している。海浜は従前に法定外公共物として分類されていたことから、その面積や所在を把握できる統計資料は現時点でも存在しない。

* 地方分権の趣旨を踏まえ、自治体自らが政策主体となり、国法の解釈・運用を行い、条例を制定し、自らの戦略に基づいて自治体法務行政を推進していく取組み。

** 法定外公共物とは、広義には道路法、河川法、下水道法、海岸法等の機能管理（公物管理）に関する特別法の適用や準用を受けない公共物（道路、公園、河川、海岸等）を指し、海浜は2000年の地方分権推改革に向けて行われた1999年の海岸法改正以降、全てが海岸法の管理下に置かれ法定外公共物ではなくなった。

(2) 海水浴場（海の家）の概要

海浜は、一般に国有財産法上の国有の公共用財産として一般公衆の用に供するという目的を妨げることをないよう、海岸法（7条）において「海岸管理者以外の者が海岸保全区域内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占有しようとするときは、・・・（中略）・・・海岸管理者の許可を受けなければならない。」とされ、（7条2項）に「海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。」とされている。海の家（地域によっては、「浜茶屋」ともいう。）は、海岸法（7条2項）において、海岸保全上の支障がなく、かつ、一般公衆の利用を阻害しない範囲で工作物を設置することができる場合に占有を許可することができる対象であり、夏期の海水浴場の利用を促進し海浜の利用⁹⁾¹⁰⁾を促すものと解されている。また、海岸管理者は、海岸法（もしくは、港湾法、漁港漁場整備法、農地法）と地方自治法に基づき、知事もしくは市町村長とされている。なお、海水浴場の開設数に関する公的統計は、海水浴場が一般的に地元の海水浴場組合や市町村の観光組合等の民間の地域振興の取組みの一環として実施されるため、その開設数等に関する公的統計はない。

(3) 下水道（汚水処理）施設の概要

下水道（汚水処理）施設は、汚水・雨水を地下水路等で集め、汚水については浄化処理を施し、河川や海域へ排出するための施設の集合体であり、わが国では、国土交通省のほか、農林水産省、環境省でこれらに関する事業が実施されている。国土交通省所管の下水道法（5条）では、下水道を整備するにあたっては、人口、水質等を考慮し、排水施設の配置、排水区域、終末処理場の配置等を定めることとされており、現在の下水道処理人

口普及率は77.0%（2013年度末）となっている。また、下水道事業以外での比較的規模が小さい汚水処理施設としては、農業・漁業・林業集落排水施設（農林水産省）、浄化槽（環境省）等があり、下水道とこれらを合計した汚水処理人口普及率は88.9%（2013年度末）となっている。本研究では、海水浴場の大量の排水を受け入れる能力等を考慮し、下水道法に基づく施設を調査の対象とする。なお、海水浴場の下水処理においては、海の家飲食雑排水・シャワー排水に関しては固形物を網で濾過して海浜に浸透処理する方式、海水浴場のトイレに関しては常設の水洗式ではなく、海水浴場開設期間のみ仮設の汲取式を設置する方式により対応しているのが一般的に多く見られる。また、公衆トイレについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第5条）に、「何人も、公園、・・・海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない」とされ、「市町村は、必要と認める場所に、公衆便所、・・・を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない」とされている。

2. 調査研究方法

2.1 海水浴場の所在調査

海水浴場の開設や海の家設置は、2005年当時の文献¹¹⁾によると、全国に海水浴場は約1,380ヶ所あるとされるが、位置情報と一覧が記載されていない。民間統計¹²⁾（数字でみる観光2014年度版）によると1,115ヶ所（滋賀県の湖水浴場13ヶ所を除く）あるとされるが、位置情報と一覧が記載されていない。内閣官房総合海洋政策本部事務局の取組みの下で、関係省庁の協力を得て海上保安庁が公開している海洋台帳（WebGIS）では、関係省庁を通じて収集調査した海水浴場の所在や名称に関する情報を画面上で閲覧でき、この目視計数では1,179ヶ所（2014年9月時点）あることが確

認できるが、GIS 汎用データとして出力することができず比較分析等を行うことができない。

そこで本研究では、海水浴場の所在と一覧を取得するために Google Maps(Google 社)を活用した。そして、キーワードを「海水浴場」または「ビーチ」として検索し、表示された全国の海水浴場の位置を Google Maps 付属のマーキング(☆印)機能を用いて地図上に記録するとともに、地名表記のゆれにより明らかに重複計上が生じているものを除外し、付属情報である所在および名称一覧を下水道接続事例調査の基礎データとして取得した。

2.2 下水道施設(ポンプ場)の所在調査

民間部門の活動として開設される海水浴場の下水道接続を制度面から捉えた場合、海岸管理者である都道府県が、下水道管を海浜に敷設するための海岸占用申請に基づく判断を経て実施される事例がまず一般的に想定される。また、この他に海岸・港湾・漁港等の海岸法の許認可権限を持った都道府県・市町村が、それぞれの事業の法目的に沿って、海浜に利便施設である公衆トイレやシャワー等の整備を自らの判断により実施する事例も一部に想定される。さらに、これらの想定される下水道接続事例においては、海浜が一般的に下水道管理者である市町村の策定する排水処理計画区域に含まれないため、汚水を例外的に下水に受け入れるか否かの判断が、市町村により行われているものと考えられる。このように下水道接続に関係する部局は都道府県・市町村の複数の所管に跨っており、したがって全ての行政機関へ大規模に照会をかけ下水道接続事例を把握することは効率的ではないと考えられる。

次に海水浴場の下水道接続を施設面から捉えた場合、標高が低い場所に立地する海水浴場の下水の流下処理を可能にするためには、汚水を一旦ポンプアップして下水処理場(終末処理場)まで流

す必要がある。このことから、近隣に下水道施設(ポンプ場)を擁する海水浴場を抽出することで効率的な接続事例調査が進められると考えられる。

そこで本研究では、下水道施設の主要施設の位置情報が収録される国土地理院の国土数値情報(下水道関連施設データ、海岸線データ)を基に、既往研究¹³⁾を参考に GIS ソフトを用いて全国の海岸線から 1 km 以内に存在する全国のポンプ場施設の位置を抽出し、これらの緯度・経度情報を下水道接続事例調査の基礎データとして取得した。

2.3 海水浴場の下水道接続事例の把握

海水浴場の所在調査と下水道施設(ポンプ場)の所在調査で得られた基礎データを基に、海水浴場の下水道接続事例を把握するために、近隣にポンプ場を擁する海水浴場を抽出し、その結果を基に、電話等による該当市町村の下水道管理部局への接続実態等の聞き取り調査を行った。近隣にポンプ場を擁する海水浴場を把握するにあたっては、海水浴場の汚水をポンプ場まで流下させるための管勾配と標高差を考慮し、直線距離 1 km 以内にポンプ場を有する海水浴場を条件として抽出した。

抽出方法は、海水浴場の所在をマーキングした Google Maps 上に、沿岸自治体のポンプ場の緯度・経度情報を基にポンプ場を中心として半径 1 km の近似円(正 18 角形)を KML(Keyhole Markup Language)用いて(図 1)のとおり描画し、これらの近似円に入る海水浴場を地図画面上で目視により判別した。そして、接続事例を有する海水浴場については、該当市町村の観光・環境部局等から、下水道管敷設に伴う用地関係や海岸占用の有無の聞き取り調査を実施した。

その上で、接続対象物件の存在する場所の網掛け法令等、種類(海の家雑排水、シャワー排水、トイレ排水、常設公衆トイレ)、下水道接続の実施主体、下水道接続を実施するに至った経緯や周辺

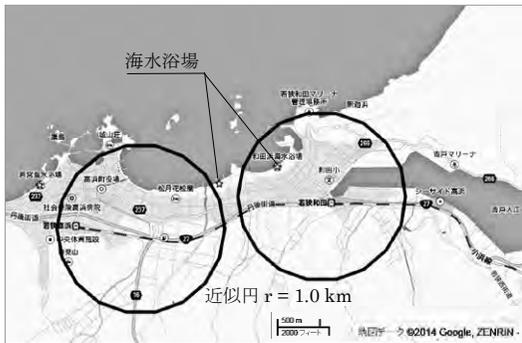


図1 近隣にポンプ場を擁する海水浴場の抽出

情報についての聞き取りを行った。近似円の描画にあたっては、緯度・経度情報を基に正 18 角形の各辺端部においてポンプ場からの距離が 1 km となるよう、表計算ソフトを用いて緯度に応じた距離変化を考慮した代数計算を行い KML データセットを作成した。

なお、Google Maps 上に GIS を用いて取得したポンプ場データを統合し、目視により判断する方法を採用した理由は、膨大な海水浴場の位置情報を Google Maps 上から出力する機能がなかったことによるものである。また、真円ではなく近似円を描画した理由は、KML では距離を指定した円を描画することができず、正 18 角形とした理由は、近似円が目視判断の目安となればよいことによるものであり、その角数は Google Maps 側の KML 読み込みデータ容量を考慮し、試行錯誤を経て決定したものである。

3. 下水道接続事例調査の結果

3.1 海水浴場の所在調査の結果

海水浴場の所在調査の結果は(図 2)のとおりであり、全国で 1,010 ヶ所の海水浴場の所在および名称一覧を下水道接続事例把握の基礎データとして取得することができた。この結果については、海洋台帳(WebGIS)等で確認された値などと比較すると若干少ないが、概ね全国実態を捉えた結

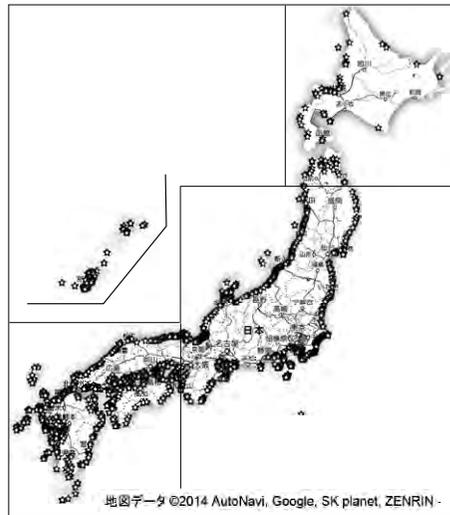


図2 海水浴場の所在調査の結果



図3 下水道施設(ポンプ場)の所在調査の結果

果が得られたものと考え、本研究ではこの結果を用いて今後の調査分析を進めることとした。

なお、海水浴場の所在の自治体(都道府県)ごとの集計整理は、本研究目的を外れた膨大な確認作業を伴うなどの理由から実施しなかった。また、結果の図中の実線は、モザイク地図を組合わせて作成した接合部を示している。

3.2 下水道施設（ポンプ場）の所在調査の結果

国土数値情報と GIS を用いて実施した下水道施設（ポンプ場）所在調査の結果を Google Maps 上にプロットすると（図 3）のとおりであり、海岸線から 1 km 以内に存在するポンプ場は全国で 823 ヶ所抽出され、下水道接続事例調査の基礎データとして位置を緯度経度情報の形式で取得した。

3.3 下水道接続事例の調査結果

ポンプ場から半径 1 km の近似円に入る海水浴場を地図画面上で目視により判別し抽出した。その結果、全国の 20 道府県（44 市町）の 58 ヶ所の海水浴場を（表 1）のとおり確認することができた。その上で該当する 44 市町の関連部局に海水浴場の下水道接続事例の有無を問い合わせた結果、「接続有」欄に（○）と示したとおり 13 道府県（23 市町）の 27 ヶ所で下水道接続事例を有することが確認された。

4. 接続状況と背景に関する聞き取り調査

4.1 接続状況の聞き取り調査結果

下水道接続事例を有する 23 市町の 27 ヶ所について、接続対象物件の存在する場所の網掛け法令、下水道接続の実施主体、接続物件、用地占有者、下水道接続を実施するに至った経緯や周辺情報についての聞き取りを行った。その結果は（表 2）のとおりであり、海水浴場所在地の管理主体は、海岸管理者 6、都市公園管理者 6、港湾管理者 5、漁港管理者 3、自然公園管理者 1 ヶ所のほか、2 つの管理者に跨がる場所が 2 ヶ所（港湾と海岸、海岸と漁港）あり、2 つの管理者が重複して管理する場所が 1 ヶ所（港湾と都市公園）あった。これらのほかに、国有財産法ではなく土地所有権に基づく管理が行われている私有地 1 ヶ所、市有地 2 ヶ所が確認された。また、海水浴場の下水道接続を海浜を占有して実施していることが確認された

表 1 ポンプ場から半径 1 km の海水浴場一覧

No.	海水浴場名	所在地	接続有
1	朝里海水浴場	北海道	
2	東小樽海水浴場		小樽市
3	塩谷海水浴場		
4	浜中モイレ海水浴場		余市町
5	イタンキ浜海水浴場		室蘭市 ○
6	七重浜海水浴場		北斗市 ○
7	出戸浜海水浴場	秋田	潟上市
8	赤石浜海水浴場		にかほ市 ○
9	市宮渡波海水浴場	宮城	石巻市
10	瀬波温泉海水浴場	新潟	村上市 ○
11	岩船海水浴場		
12	青山海岸海水浴場		新潟市 ○
13	柏崎中央海水浴場	柏崎市 ○	
14	千里浜海水浴場	石川	羽咋市
15	北部海水浴場		
16	外日角海水浴場		かほく市
17	小舞子海水浴場	福井	白山市 ○
18	浜地海水浴場		坂井市
19	松原海水浴場	福井	敦賀市
20	若狭和田海水浴場		高浜町 ○
21	会瀬海水浴場	茨城	日立市
22	河原子海水浴場		
23	走水海水浴場	神奈川	横須賀市
24	森戸海岸海水浴場		葉山町 ○
25	逗子海岸海水浴場		逗子市 ○
26	材木座海水浴場		鎌倉市 ○
27	由比ガ浜海水浴場		
28	片瀬東浜海水浴場		藤沢市 ○
29	片瀬西浜海水浴場		
30	伊東オレンジビーチ	静岡	伊東市 ○
31	弓ヶ浜海水浴場		南伊豆町
32	三津海水浴場	大阪	沼津市
33	二色の浜公園		貝塚市 ○
34	りんくう南浜海水浴場		泉南市 ○
35	片男波海水浴場	和歌山	
36	浜の宮海水浴場		和歌山市 ○
37	加太海水浴場		
38	香良洲海水浴場	三重	津市 ○
39	御殿場海水浴場		
40	賢崎海水浴場	兵庫	
41	香住浜海水浴場		香美町 ○
42	東福浦海水浴場		赤穂市
43	炬口海水浴場		洲本市
44	大浜海水浴場		
45	江井ヶ島海水浴場		明石市
46	松江海水浴場		
47	須磨海水浴場		神戸市 ○
48	大蔵海岸海水浴場		明石市 ○
49	砂丘第2海水浴場		鳥取
50	包ヶ浦海水浴場	広島	
51	杉ノ浦海水浴場		廿日市 ○
52	新川海水浴場	愛媛	
53	立岩海水浴場		伊予市
54	新宮海水浴場	福岡	松山市
55	志賀島海水浴場		新宮町
56	東の浜海水浴場	佐賀	福岡市
57	本渡海水浴場		唐津市
58	大堂津海水浴場	熊本	天草市
		宮崎	日南市 ○

海水浴場は8ヶ所あり、その占有者は「海岸占有者」欄に示したとおりである。なお、聞き取り調査において、若狭和田海水浴場(福井県高浜町)は、Google Mapsには「和田浜海水浴場」と記されているが、高浜町では、「若狭和田海水浴場」として開設されている実態があり、本研究では高浜町からの聞き取り調査結果に名称を統一した。

4.2 下水道接続の実施状況の整理・類型化

下水道接続の実施状況の聞き取り調査結果を踏まえ、下水道接続の実施者(①公物管理者, ②その他)と、設置場所(A-海浜, B-背後の土地)という視点を加えて、聞き取り調査結果と併せて整理・類型化すると(表2)のとおりであり、それぞれの特徴は次のとおりである。

なお、ここでの「①公物管理者」は、海岸、都市公園、港湾、漁港、自然公園を個々の行政法に基づいて管理する公物管理者たる知事・市町村長(首長もしくは担当部局)を意味し、「②その他」は、地域振興や環境保全等の公物管理者ではない立場にある知事・市町村長(首長もしくは担当部局)と、行政機関ではない海水浴場業を営む組合や私人を意味する。

【A-①】は、海岸法の占用許可権限を持つ港湾、漁港、海岸の管理者たる府県知事・市町長が、それぞれの法目的の達成を目指して様々な公共事業を展開するなかで、自らが管理権限を有する区域内で自らの判断において海浜に常設の公衆トイレやシャワー等の海岸利用の利便施設を整備し、これらの施設から排出される汚水を処理するために下水道と接続した事例が含まれる。

【A-②】は、地域振興や環境保全等を担う府県・市町の首長(担当部局)、海水浴場業を営む組合や私人が、海岸法が想定する海岸の自由使用に適合する形態で、海岸法の占用許可権限を持った公物管理者たる道県知事・市町長から海岸占用許

可を得て、海浜に公衆トイレ、シャワー、海水浴場(海の家)等を設置し、これらの施設から排出される汚水を処理するために下水道と接続した事

表2 聞き取り調査結果の整理・類型化一覧

No.	下水道接続海水浴場名	所在地	管理主体	接続対象施設	海岸占有者	接続実施者	場所
8	赤石浜海水浴場	にかほ市	漁	ト			A 海岸の土地(海浜)
10	瀬波温泉海水浴場	村上市	港	ト			
29	片瀬西浜海水浴場	藤沢市	海/漁	海家		①公物管理者	
30	伊東オレンジビーチ	伊東市	港	ト/シ			
34	りんくう南浜海水浴場	泉南市	漁	ト/シ			
36	浜の宮海水浴場	和歌山市	港	ト/シ			
37	加太海水浴場	和歌山市	港	ト/シ			
41	香住浜海水浴場	香美町	漁	ト			
48	大蔵海岸海水浴場	明石市	港	ト/シ			
5	イタンキ浜海水浴場	室蘭市	海	ト/シ	市		
24	森戸海岸海水浴場	葉山町	海	ト	町		
25	逗子海岸海水浴場	逗子市	海	ト	市		
26	材木座海水浴場	鎌倉市	海	ト/シ	市	②その他	
27	由比ガ浜海水浴場	鎌倉市	海	ト/シ	市		
28	片瀬東浜海水浴場	藤沢市	港/海	海家	個人		
39	阿漕浦海水浴場	津市	海	ト	市		
44	大浜海水浴場	洲本市	港+都	ト/シ	市		
6	七重浜海水浴場	北斗市	都市	ト/シ			B 背後の土地
12	青山海岸海水浴場	新潟市	都市	ト			
33	二色の浜公園	貝塚市	都市	ト/シ			
35	片男波海水浴場	和歌山市	都市	ト/シ			
47	須磨海水浴場	神戸市	都市	ト/シ			
58	大堂津海水浴場	日南市	都市	ト/シ			
50	包ヶ浦海水浴場	廿日市	自然	レク			
13	柏崎中央海水浴場	柏崎市	市	レク			
17	小舞子海水浴場	白山市	市	レク			
20	若狭和田海水浴場	高浜町	個人	海家			

(管理主体の略号)

1.漁: 漁港管理者	4.都市: 都市公園管理者
2.港: 港湾管理者	5.自然: 自然公園管理者
3.海: 海岸管理者	6.個人: 個人私有地
8.(海/漁)、(港/海): 2つの管理主体を跨ぐ	7.市: 市役所
9.(港+都): 管理主体が重複	

(接続対象施設の略号)

- 1.ト: トイレ
- 2.シ: シャワー
- 3.海家: 海の家(雑排水、シャワー)
- 4.海家: 海の家(雑排水、トイレ、シャワー)
- 5.レク: 海洋レクリエーション・海洋教育施設

例が含まれる。

【B-①】は、海浜に隣接する背後地（都市公園，自然公園）において，それぞれの法的な占用許可権限を持つ公物管理者たる府県知事・市長が，それぞれの法目的の達成を目指して様々な公共事業を展開するなかで，自らが管理権限を有する区域内で自らの判断において常設の公衆トイレやシャワー等の海岸利用の便利施設を整備し，これらの施設から排出される汚水を処理するために下水道と接続した事例が含まれる。

【B-②】は，海浜に隣接する背後地（海洋レクリエーション等施設，私有地・民宿等）において，その土地を所有する市・私人自らが，海浜と連携させた事業を展開するために，自らが管理する土地に，自らの判断において常設の公衆トイレやシャワー，海の家等の海岸利用の便利施設を整備し，これらの施設から排出される汚水を処理するために下水道と接続した事例が含まれる。



図4 接続背景の聞取り調査箇所位置図

4.3 接続背景の聞取り調査結果

地域が主体となった沿岸域総合管理の個別法令間の調整メカニズムの一形態を見出すために，(表2)に示される接続事例のうち，海岸占用に伴い特に複雑な調整を要すると考えられる事例に着目した。そして，海浜を占用して海水浴場の下水道接続を実施している8事例(No.5, 24~28, 39, 44)と，公的権限を有さず個人が地域振興と環境保全のために公物(海岸)管理者と調整・連携を図る必要があると考えられる1事例(No.20)について，接続背景の聞取り調査等を行った。その結果は次のとおりである。

(1) イタンキ浜(北海道)

イタンキ浜¹⁴⁾では地元の海浜清掃等の努力で，地域資源である海浜の清浄が保たれ，工場地帯・住宅地に近いにも関わらず，鳴り砂がこれまで守られてきた。今日では海水浴，サーフィン，ビー

チバレー等のマリレジャーのほか，環境教育活動の場として市民・道民に広く親しまれている。イタンキ浜海水浴場は，昭和40年代にチキウ岬の内海側に工業・港湾施設整備が進められ廃止となった2つの海水浴場(陣屋海水浴場，祝津海水浴場)の代わりとして，北海道庁がチキウ岬の外海側のイタンキ浜に，市の要請を受けて海水浴場の基盤施設となる離岸堤の整備を行った。そして，市は海水浴場の利便性の向上と鳴り砂を擁する海岸の環境保全を図るため，1981(昭和56)年に海浜を占用して下水道に接続されたトイレとシャワー設備を整備し，海水浴場をオープンさせた。

(2) 森戸，逗子，材木座，由比ガ浜(神奈川県)

これらの4海水浴場¹⁵⁾は，下水道接続に関して似た背景を有することから，まとめて記述する。相模湾の東側に位置する葉山，逗子，鎌倉の海岸は，県内の藤沢鶴沼，大磯などととも，1880年代以降，海水浴，首都圏近郊の別荘保養の場としての役割を果たしてきた。しかし，戦後の増え続ける海水浴客，高度経済成長期の周辺の地域開発等により，1965(昭和40)年頃より海水浴場の水質汚染が大きな社会問題となり，湘南地域全体で海水浴需要が衰退するなどの時期を経験して

きた。このような地域社会における経緯から、葉山町、逗子市、鎌倉市は、1960年代後半よりそれぞれの自治体が海浜を占用して汲取式の公衆トイレを整備するなど対応を図ってきた。また、1990年代後半から2000年代になると、それぞれの自治体で市街地の公共下水道整備が進み、海浜の汲取式公衆トイレについても水洗化を進めることとなり、自治体における対応が逐次なされてきた。また、1993年以降、地域独自の海浜利用を定めたルールブック（海・浜ルールブック）をそれぞれ策定し、湘南地域の自治体で一貫性のある適性な海浜利用確保の取組みが継続して行われるとともに、2006年より知事と沿岸13市町長からなる調整会議（なぎさづくり促進協議会）を設置し行政間の縦横の連携確保を図っている。

森戸海岸海水浴場では、点在していた既存の汲取式公衆トイレの利用実態、下水道本管への接続距離などを考慮し、町の観光部局が中心となり海岸占用が必要最小限となるよう合理的な計画を整え、改修に向けた海岸管理者との調整を図り公衆トイレの整理統合を行うこととし、2007年から2010年頃までに建替えが行われ、下水道に接続しトイレの水洗化が完了した。

逗子海岸海水浴場では、1965（昭和40）年頃に海岸道路の護岸海側の海浜に設置された3ヶ所の汲取式公衆トイレについて、1997年から2005年にかけて建替えが行われ、下水道接続とトイレの水洗化が完了した。建替えにあたっては、市の観光部局が中心となり建物の設計コンペを実施し、車いす用スロープの設置などバリアフリー化に対応するとともに、周辺景観との整合を図る上で屋根の高さを低くすることや、冬期の西風による飛砂堆積に対応するために入口を陸側に向けるなどの工夫が図られた。

材木座海岸・由比ガ浜海岸海水浴場¹⁶⁾では、1968年から1986年にかけて、海岸道路の護岸海



図5 由比ガ浜海岸の公衆トイレ・シャワー施設

側の海浜に汲取式公衆トイレが4ヶ所設置され、1995年の改修で下水道接続・水洗化が行われた。その後、市民や外国人を含めた観光客がともに快適に過ごせるまちづくりの一環として海岸や観光名所の公衆トイレ整備が、第3次鎌倉市総合計画（第2期基本計画前期実施計画（2006～10年））に計上され、市の観光部局が中心となり事業が進められて2010年に改修が完了した。この改修事業では、単なる老朽施設の建替えだけではなく海岸占用面積の増加を伴う屋外シャワー施設の追加が併せて実施された。

これらの事業にあたっては、海岸保全区域、市街化調整区域、風致地区、埋蔵文化財包蔵地等の規制がかかる当該海浜に関して、海岸防護の観点から建物を朔望平均満潮位より上に建設すること、景観上の観点から屋根の高さを隣接道路面よりも低くすること等、関係する複数の行政機関・部局からそれぞれ厳しい条件が課せられたが、市の総合計画へ位置付け市民総意の事業として進めることで、海岸占用、建築・都市計画・景観・埋蔵文化財等に係る協議・許可を円滑に取りまとめ実現させた。このほか、車いす用スロープの設置などバリアフリー化に対応としたことや、冬期の西風による飛砂堆積に対応するために入口を陸側に向ける工夫が図られた。

(3) 片瀬東浜（神奈川県）

片瀬東浜海水浴場¹⁵⁾は、江の島背後の砂州の東側に位置し波が穏やかで、1891（明治24）年には学習院遊泳演習場が隅田川（両国）から移転して来るなど、わが国の海水浴の歴史とともに歩んできた。そして戦後は藤沢市の観光開発が後押しとなり、1960年代前半には片瀬・江の島地域の夏季客数がピークの900万人に達したが、その間に海水浴場の水質悪化が深刻となり、1970年には夏季客数が100万人足らずとなるなど大きな落ち込みを経験してきた。その後、片瀬東浜海水浴場を開設する江の島海水浴場営業組合や地元では、環境回復に向けた様々な取組みが行われ、1998年には環境庁の日本の水浴場の55選、2001年には環境省の日本の水浴場の88選に選ばれるまでに至った。

一方、海水浴場営業組合では、組合員の環境意識が一層向上していく中で、近年、海浜に浸透処理してきた海の家の飲食排水や洗剤を含んだシャワー排水が原因の一つと考えられる汀線付近の砂質の悪化等に危機感を抱き始めていた。そして、次第に下水道整備に向けた海水浴場営業組合内での意見が一致し、数年に渉る複数の行政機関との協議の末、海水浴場の下水道整備の取組みが2013年に藤沢市と神奈川県が共同で策定した地域計画（湘南江の島魅力アッププラン）に計上されることとなり、海岸管理者である県や下水道管理者である市等との協議・許可等が取りまとめられ、2014年に整備が完了した。

整備は、観光・環境政策を掲げる市や県の地域計画の後押しを得る形で、海水浴場営業組合が実施主体となって行われ、補助金400万円を市から得て総額2,400万円を支出し、海岸占用許可を受けて海浜の海岸護岸の下に沿って400m余りの下水道管と補助ポンプ施設が敷設され、夏季に開設される15軒余りの海の家の飲食雑排水・シャワ

ー排水、臨時水洗トイレ排水の下水道接続が可能となった。

なお、下水道施設の海岸占用にあたっては、当該海水浴場が、港湾海岸（旧運輸省所管）と建設海岸（旧建設省所管）に跨がって開設されており、それぞれの海岸占用許可手続きを要した。また、藤沢市も1993年以降、地域独自の海浜利用を定めたルールブック（海・浜ルールブック）を策定し、湘南地域の自治体で一貫性のある適性な海浜利用確保の取組みが継続して行われるとともに、2006年より知事と沿岸13市町長からなる沿岸調整会議を通じて行政間の縦横の連携確保を図っている。

(4) 阿漕浦（三重県）

阿漕浦海水浴場¹⁷⁾¹⁸⁾は、古式泳法（観海流）発祥の地で、海水浴場が開設された大正時代より、隣接する御殿場海水浴場とともに古くから海水浴や潮干狩りで賑わい、駅から近く更衣所や浜茶屋の営業もなされていたことから、三重県内のみならず名古屋・大阪からの行楽客も見られるほどに発展してきた。戦後は、1953年の13号台風に伴う高潮で甚大な浸水被害が発生し、海岸付近での用地確保が難しい中、市街地と海岸の間に存在する海岸林に高潮堤防が整備され、その後、増加する海水浴客に対応した公衆トイレの確保が地域振興上の喫緊の地域課題となってきた。また、隣接する御殿場海岸の浜茶屋では、これまで飲食排水・シャワー排水だけでなく、浄化槽処理式の簡易水洗トイレの処理上澄み排水を海に排出していた時期もあり、周辺の海水浴場の水質問題が懸念されていた。このような背景から、津市では観光部局が主体となり、海岸管理者である三重県と協議を行い、阿漕浦で1999年に海岸堤防の海側の海浜を海岸占用して下水道に接続された公衆水洗トイレの整備が行われた。

(5) 大浜（兵庫県）

大浜海水浴場¹⁹⁾は、1906（明治 39）年に国から現在の洲本市に払下げられた土地で、現在では都市公園区域（大浜公園）と海岸保全区域（地方港湾洲本港）が重複指定がされる場所に市が開設しているものである。2006 年には、環境省の快水浴場百選に選定された。

松枯れが深刻であった 1979 年には市民による「ふるさとの松を守る会」が設立された。その翌年には市の木が「松」とされ、大浜公園に存在する樹齢 200 年を越える松林は今日「千本黒松」と呼ばれ地域で守られており、地域が主体となった松林の維持・再生（保安林指定はない。）に向けた取り組みが勢力的に続けられている。都市公園区域内には、古くから公園利用者の利便性を高めるために汲取式公衆トイレが複数整備され、その後市街地の公共下水道整備と併せて公衆トイレの水洗化が行われた。

2012 年には、これら施設の老朽化と利便性の一層の向上に対応するため建替えられることとなり、新たに公衆水洗トイレとビーチハウス（シャワー、売店、救護所）を併設する施設として再整備を完了させた。建替えは市の都市計画・建築部局が中心となって進められ、海岸管理者である兵庫県との海岸占用協議が行われ、既存の公衆トイレの集

約を図るとともに、従来の公衆水洗トイレが海岸護岸高よりも低い位置にあったため高潮時に下水道管を通じて海水が陸側に流入してくるなどの問題を抱えていたことから、建物の地盤高を堤防高さに嵩上げし、車いす用スロープの設置等によりバリアフリー化とするなどの対応を図った。また、地域資源である松林の保護に細心の注意を払い、建設基礎が松の根を傷めないことを最優先に、影響範囲を考慮した建物配置・下水道配管計画が策定され、これに沿った海岸占用協議をとりまとめ整備がなされた。

(6) 若狭和田（福井県）

若狭和田海水浴場²⁰⁾は、大正初期より地元商工会が周辺地域一帯への海水浴客誘致・民宿整備に力を入れ、大正末期に和田臨時駅が開設されたこともあり、近畿・中部地方有数の海水浴場として知られることとなった。戦後は臨海学校等の行事も後押しし、最盛期の 1972 年には高浜町一帯の海水浴場の入れ込み客は 150 万人に達し、その半分以上が民宿を利用した宿泊客であったとされている。このことから、高浜町は日本一の民宿群を擁する地とも称され活況を呈し、現在でも海浜に沿って約 160 件の民宿が営業している。

戦後の海水浴客の増加に伴い、大正・昭和初期に開設されていた町営脱衣所から、海浜に隣接し



図 6 大浜の海岸保全区域内の都市公園便利施設



図 7 若狭和田の私有地の民宿（右側が海浜）

た背後の民有地で営業する浜茶屋へと形態を変化させ、1983年には高浜町合計で120件の浜茶屋が営業する状況となった。1998年には環境庁の日本の水浴場の55選に選ばれ、その後、1999年の市街地の公共下水道整備が完了して以降、これらの私有地に存在する浜茶屋の飲食雑排水・シャワー排水は順次下水道処理されることとなった。また、海浜に隣接する背後の公有地には、下水道接続された公衆水洗トイレが設置された。

2014年には、白砂青松の海岸保全と安全で安心な海水浴場・海浜の利用を確保するために「高浜町の海岸を守り育てる条例」を制定し、事業者（浜茶屋、観光、漁業）、地域住民、行政機関、利用者、ライフセーバー等の関係団体が協議協働して取り組む枠組みが構築されている。また、神奈川県の実践を参考として地域特性に即した独自の海浜利用計画（若狭高浜の海のルールブック）を策定し、透明性が確保された活動を展開している。

5. 分析

9海水浴場が存在する8市町への聞き取り調査結果について「接続年」、「接続契機」、「海岸占用調整上の着眼点」、「接続主体」、「地域社会背景」という5つの視点で整理（表3）した。分析Ⅰでは「接続年・接続契機」を軸に「海岸占用調整上の着眼点」について、分析Ⅱでは「接続主体」を軸に「海岸占用調整上の着眼点」について分析した。

分析Ⅰ（接続年・接続契機）

(1) 1980年から2000年初頭頃までの接続事例としては、公共開発事業に伴う海水浴場の廃止・移転（イタンキ浜）や公共下水道への切替え（森戸、逗子、材木座・由比ガ浜（1期）、大浜（1期））、水質悪化と公衆トイレ施設の絶対的な不足への対応（阿漕浦）があり、当時の地域社会で広く知られていた問題に追従的に対処した事例を見ることができた。

これらを「海岸占用調整上の着眼点」から見ると、許可側と占用側の各行政部局が、直接関係する法律に基づいて行うべき事務を粛々と進める立場を取っており、特段の理由がない限り海岸占用許可を与える側は占用面積が最小になるよう努め、同時に占用する側は経済的合理性を追求する計画を立案し、地域住民や海浜利用者の意見が反映される機会が極めて乏しいものであったと捉えることができる。また、1960年代中盤からの高度経済成長と国民の余暇活動の拡大が沿岸部の環境にも変化をもたらしたことや、機関委任事務制度に基づく、中央省庁主導の縦割りの画一的行政システムが2000年の地方分権一括法施行によって大きな変化を迎えたことなどの影響を受けたものであったと考えることができる。そして、地域の独自性を発揮する時代へと社会が変化しつつある中で、景観法（2005年）やバリアフリー法（2006年）の制定に先駆け、景観などへの対応を重視する地域住民意見に応じるために、下水道接続において困難な条件である公衆トイレの建物高・基礎高の制約や、占用面積が大幅に増加するスロープ設置への対応など、許可側・占用側の双方の行政機関が地域ニーズへ積極的に対応した事例を一部（逗子、1997年）で見ることができた。

(2) 2010年代に入ると、従来のように各行政部局が担当する個別法目的の達成や経済合理性だけで海岸占用許可や施設改修計画が決定されるのではなく、利便性の向上に資する施設整備を実現した事例（材木座・由比ガ浜（2期）、大浜（2期））を見ることができた。これらに関して「海岸占用調整上の着眼点」から見ると、総合計画や都市計画など上位・関連の自治体計画を通じて個々の公物管理者がそれぞれで個別の法目的のみを達成することに終始するのではなく、地域全体の将来像を実現するため、地域住民や市民団体の意見を反

映した取組みを進めてきたものと捉えることができる。

これらは、海岸法改正（1999年）による海浜の利用と環境確保の法目的化や、地方分権一括法施行（2000年）等によってもたらされた、住民参加や地方自治の拡充の動き、また、近年の喫緊の課題である地方創生等の動きが後押しして実現されたものであると考えられる。

分析Ⅱ（接続主体）

(1) 1980年から2000年初頭頃までは、公共開発事業、公共下水道切替え、水質悪化と公衆トイレ施設の絶対的な不足への対応という、地域課題に直接関係する法律に基づいて事務を行うべき立場にある行政の各部局が主体となった接続事例を見ることができた。

これらを「海岸占用調整上の着眼点」から見ると、公共開発事業や下水道整備事業、公衆衛生事業など法定の公共事業計画等に記された目標を達成しようとする中で、公共事業計画を推進する関係行政機関の間で最低限度の連携が形作られた事例であると考えられる。

(2) 2000年代に入ると、地域振興や利用者利便性の向上、海浜の環境の保全と利用に係る問題を理解し、総合的な視点で予防措置を講じた事例を見ることができた。

これらを「海岸占用調整上の着眼点」から見ると、いずれも地域の総合計画に取組みを位置付けることで実施上の透明性を確保するとともに、県市の関係行政機関・部局に跨る対応においての整合性と円滑さを確保した事例であると考えられる。

特に片瀬東浜（神奈川県）は、民間（海水浴組合）が発意し、複数の関係行政機関との協議を重ねて民間自らが接続主体となった先駆的事例であると考えられる。また、この民間が接続主体となった事例は、整備のための一部費用を市が負担したことにより、市が恒久占用物件である下水道施設を将来にわたって維持管理・原形回復するという意思を示す結果となり実現したものであると理解できる。

(3) このほか、民間が接続主体となった海岸占用を伴わない若狭和田は、海岸法が制定される以前

表3 聞き取り調査結果のまとめ

No. 海水浴場名 接続年・接続契機		【Ⅰ】海岸占用調整上の着眼点	【Ⅱ】接続主体 (部局・所管)	地域社会背景
5.イタンギ浜 (1981)	公共開発事業で廃止された海水浴場の代替整備	○公共事業計画の一環として占用許可がなされた。	自治体 (市)	○鳴り砂保全の地域世論
24.森戸 (2007-) 25.逗子海岸 (97-2005)	公共下水道切替え	○現存施設の切替えのために占用許可がなされた。もしくは施設の整理統合を図った建替えがなされた。	自治体 (市町観光)	○海浜と調和したまちづくりに向けた地域世論
26.材木座 27.由比ガ浜 (1期.1995) (2期.2010)	・(1期)公共下水道切替え ・(2期)地域観光/環境政策の充実	○(1期)現存施設の切替えのために占用許可がなされた。 ○(2期)市総合計画に計上し、観光・環境・景観などの視点を踏まえ施設利便性の向上を図ることに対応した占用許可がなされた。 ○総合計画に基づくパブコメが実施され透明性の確保がなされた。	自治体 (市観光)	○海浜と調和したまちづくりに向けた地域世論 ○県と市町の首長・行政機関が参加する意見交換の場の活用
28.片瀬東浜 (2014)	海浜環境保全の予防措置	○県市の地域計画に計上し地域総合政策の一環として実施する。 ○港湾・建設の海岸に跨る占用調整をまとめる。 ※市が一部費用を負担することで適切な維持管理・原形復旧が必須な海岸占用に関して事実上民間団体へ公的裏付けを付与した。	民間 (海水浴組合) 自治体 (市観光)	○海浜と調和したまちづくりに向けた地域世論 ○県と市町の首長・行政機関が参加する意見交換の場の活用
39.阿漕浦 (1999)	水質悪化施設不足対策	○堤内用地が確保できない現状への対応策として占用許可がなされた。	自治体 (市観光)	○水質対策・施設不足 ○用地確保の課題
44.大浜 (1期.1980代) (2期.2012)	・(1期)公共下水道切替え ・(2期)利便性確保 ・松林保全	○(1期)現存施設の切替えのために占用許可がなされた。 ○(2期)海岸法の係る市有地(市の都市公園区域)における事業として地元の意向・主体性が尊重され占用許可(協議)がなされた。	自治体 (市公園管理)	○松林保全に取り組む地元の意向を捉えた施設配置 ○都市公園施設の利便性向上
20.若狭和田 (1999)	公共下水道切替え	—	民間 (民宿事業者)	○民宿群を基盤とする地域振興の継続 ○地域・関連団体・行政機関における意見交換の場の活用

の大正時代より続く自治体と民宿が築いてきた話し合いと海浜利用の慣習を、地域の創意により条例および海のルールとして明文化し、議論の場と活動の透明性を確保した事例であると考えられる。

6. まとめ

価値観や社会のニーズが多様化し、海浜という土地を跨ぐ多様な利用が存在する今日、海岸法に定める「海岸保全上の支障がなく、かつ、一般公衆の利用を阻害しない範囲で工作物を設置することができる場合に占有を許可することができる」を判断することは益々困難になっている。

地方分権化後の地方自治体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うこととされている。しかし、実際には、日常のより重要な行政課題が優先され、沿岸域総合管理を進める上での細かな事柄にまで踏み込んだ調整を地方自治体だけで行うことは無理である。

このような状況において、地方自治体の総合計画は、広く地域社会・自治体職員・住民に対して、縦割り行政の総合化に向けて取り組むべき方向性、考慮すべき事項、対処すべき課題を指し示す重要な役割を広く担っている。また、本研究のみならず、海浜と海岸林の一体的管理のあり方を模索した既往研究⁹⁾においても、本研究とは違う切り口から、縦割り行政の総合化における自治体総合計画の有効性が指摘されている。

さらに、自治体総合計画の策定に際して行われるパブリックコメント、住民協議会での議論は、地域住民の地域課題に対する関心を高めるだけでなく、益々困難になりつつある各種行政判断を担う地方自治体に、真に有益な判断材料を提供することに繋がるなど、様々な側面での有効性も期待される。このことから、自治体総合計画は、海浜を取り巻く個別法令間の調整メカニズムとして最大限に活用すべきものであるといえる。

その一方で、地方自治体（首長・職員）にあつては、地域住民のニーズをしっかりと受け止め、複雑な制度の間にある壁を越えて沿岸域総合管理を着実に推進・支援していくために、政策法務能力を備えることが不可欠であるといえる。

単に国の省庁縦割りの個別事業を束ねただけの取組みではなく、地域の自主性、地域特性がしっかりと反映された沿岸域総合管理の取組みが各地で進展すること強くを期待する。

参考文献

- 1) 塩入同：地方自治体が主体となった沿岸域総合管理に向けた全国沿岸市町村の財政実態の把握，沿岸域学会誌，Vol. 28 No. 1, pp. 49-60, 2015
- 2) 小浜市：まち・ひと・しごと創生小浜市総合戦略，福井県小浜市，p. 15, 2015
- 3) 志摩市：志摩市創生総合戦略（第1期），三重県志摩市，p. 6, 2016
- 4) 宇多高明・清野聡子ほか：九十九里浜野手海岸の変遷と海岸人工化要因の検討，海岸工学論文集，Vol. 49, pp. 541-545, 2002
- 5) 宇多高明・三波俊郎ほか：海岸の急速な人工化を防ぐ上で必要な災害復旧制度の改良，海岸工学論文集，Vol. 53, pp. 1321-1325, 2006
- 6) 塩入同：海浜の一体的管理における横断連携のあり方に関する研究，沿岸域学会誌，Vol. 26.No. 3, pp. 141-152, 2013
- 7) 寺島紘士：なぜ今沿岸域総合管理が必要か，沿岸域総合管理入門，東海大学出版部，pp. 1-6, 2016
- 8) 古川恵太：沿岸域総合管理の取組みの現状，海洋白書 2016，成山堂書店，pp. 17-22, 2016
- 9) 海岸法研究会（編著）：海岸管理の理論と実務，大成出版，p. 149, 1987
- 10) 建設省河川研究会（編）：河川全集第五巻・

- 海岸法, 港出版合作社, pp. 53-59, 1959
- 11) 畔柳昭雄・渡邊裕之+日本大学畔柳研究室:
海の家スタディーズ, 鹿島出版会, p54, 2005
- 12) 日本観光振興協会(編):数字でみる観光2014
年度版, 日本観光振興協会, p. 35, 2014
- 13) 塩入同:海岸保安林と隣接する砂浜海岸の延
長推定に関する研究, 土木学会論文集 B3(海
洋開発), Vol. 69, No. 2, pp. I_814-819, 2013
- 14) 室蘭市総務部総務課:新室蘭市史第六卷, 室
蘭市役所, pp. 784-785, 2007
- 15) 湘南の誕生研究会(編):湘南の誕生, 藤沢市
教育委員会 pp. 176-199, 2005
- 16) 鎌倉市監査委員事務局:平成21年度工事監査
監査結果報告書(由比ガ浜海岸中央(振分)
公衆トイレ改築工事), p. 23, 2010
- 17) 森岡洋:御殿場海岸の整備に向けて, 三重短
期大学地域問題総合調査研究室, 地研年報,
Vol. 2. pp. 1-26, 1997
- 18) 津市:阿漕浦公衆便所, 津市公共施設カルテ,
p. 1, 2015
- 19) 石井健雄:松枯れ防除探訪記(32)松を守る支
援活動(洲本市)「大浜公園」の松を守る, グ
リーン・エージ, Vol. 28(6), pp. 38-41, 日本
緑化センター, 2001
- 20) 福井県大飯郡高浜町:高浜町誌, pp. 455-476,
1986

著者紹介

塩入 同 (正会員)



笹川平和財団海洋政策研究所(東京
都港区虎ノ門1-15-16, 旧海洋政策研
究財団), 1973年生まれ, 水産大学校
機関学科卒, 佐賀大学大学院農学研
究科修了, 神奈川県庁砂浜海岸課等
勤務を経て, 日本大学大学院理工学
研究科博士後期課程修了(海洋建築工学専攻), 2011年よ
り同財団研究員, 博士(工学), 土木学会, 日本海洋政策学
会, 日本地域政策学会会員。E-mail:shioiritomo@gmail.com

A Study on the Integration of Administrative Functions of Municipalities in Dealing with Sewage from Bathing Beaches

Tomo SHIOIRI

ABSTRACT : Regional revitalization has become an important policy for this country, with the growing emergence of municipalities touting measures for such policies through the use of ICM. However, it can hardly be said that local authorities have planned adequately for the sustainable use and conservation of coastal areas. The reason for this is that the various individual departments and agencies each have their own legal objectives within their respective jurisdictions, and are prone to functioning independently of each other. For the purposes of this research, which focuses on coastal areas with complicated institutional policies, uses case studies focusing on how municipalities are working to integrate their bureaucratic systems in order to treat waste water from their bathing beaches. The results indicate of integration of individual measures through the regional authorities' integration plans, as well as the influence of residents' opinions are key components in making decisions for cleaning up these coastal areas. Moreover, the research shows that capacity development of local administrations is also essential for integration.

KEYWORDS : *Bathing Beaches, Sewage, Integrated Coastal Management, GIS*